

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらしの安心ネット通信～

若者版

発行：山口県消費生活センター

令和2年11月9日

-第29号-

消費生活知っつく情報 **注目!**

## クーリング・オフできる？できない？

**問題** 次のうち、クーリング・オフができるのはどれでしょう？

1



ケース1

昨日、お店に行っ  
て買ったゲーム機  
が、他のお店で  
もっと安くなって  
いた...!

2



ケース2

昨日、新聞販売  
員が家に来て、  
新聞の3か月購  
読契約をした

3



ケース3

3日前、  
ネットショッピング  
で購入したSNSで  
話題の美顔器

4



ケース4

3日前、街で無料  
ネイル体験に誘わ  
れてお店に行き、  
そこで勧められて  
買った美顔器

5



ケース5

1週間前に、  
半年間の契約を  
したスポーツジム

6



ケース6

1週間前に、  
半年間の契約を  
した英会話教室

※クーリング・オフ制度については裏面へ

9, 4, 2, 6

山口県消費生活センター TEL:083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

## 法律で認められた例外的な消費者保護制度です

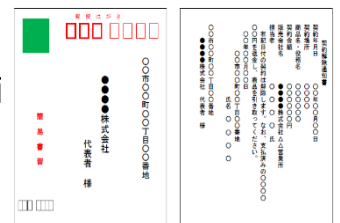
いったん成立した契約は、一方的に解除することはできませんが、訪問販売等、下表のとおり特定の取引の場合には、一定の期間内であれば、無条件で解除できる「クーリング・オフ制度」が認められます。契約した後で、冷静になって考え直して「契約をやめたい」と思ったら、消費者から一方的に申込みの撤回や契約の解除ができる例外的な消費者保護制度です。

取引内容	適用対象	期間
<b>訪問販売</b> ※キャッチセールス、アポイントメントセールス、SF(催眠)商法を含む	店舗外での原則すべての商品・サービスの取引	8日間
<b>訪問購入</b>	業者が自宅等へ訪問して、物品の購入を行う取引 (対象外:自動車(二輪を除く)、家具、家電、本・CD・DVD、ゲームソフト類、有価証券)	
<b>電話勧誘販売</b>	業者からの電話勧誘による原則すべての商品・サービスの取引	
<b>特定継続的役務提供</b>	エステティックサロン、美容医療、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス(店舗契約含む)	20日間
<b>連鎖販売取引</b> (マルチ商法)	すべての商品・サービスの取引 (店舗での契約を含む)	
<b>業務提供誘引販売取引</b> (内職商法・モニター商法)		

※表面のクイズ ケース2、4は「訪問販売」、ケース6は「特定継続的役務提供」の取引です。

## 手続き

クーリング・オフの手続きは必ず**書面(はがき)**による通知で行います。はがきは、両面ともコピーをとり、簡易書留などの配達記録が残る方法で通知しましょう。クレジット契約した場合は、クレジット会社にも必ず通知しましょう。



## 効果

クーリング・オフを行使すると、消費者は負担なく契約を解除できます。支払ったお金は返金され、手元にある商品を返送する場合の送料は、事業者が負担します。

## 対象外

- ※ 現金取引で**3000円未満**の商品は対象外
- ※ **インターネットショッピング**は通信販売に当たり、クーリング・オフ制度の対象外です。

詳しくは、山口県HP

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12100/syo-center/cooling-off.html>

山口県 クーリング・オフ

検索

## 消費者ホットライン「188」御案内の流れ

郵便番号が**分かる**

1

→ ○郵便番号(7桁)入力  
を押す

郵便番号が**分からない**

2

→ ○固定電話の場合は地域を  
選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の  
消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど